

食品安全委員会は飲料水や容器のリスク評価も行っています。

食品安全委員会が行うリスク評価の対象は、農薬や添加物、遺伝子組換え食品など「科学的に高度で専門的なもの」という印象をお持ちの方が多いと思います。しかし、食品だけではなく、飲料水や容器など、口に入るもの・食品が直接触れるものについては、しっかりとリスク評価が行われています。今回はそんなリスク評価の例を2つご紹介します。

水道水の安全性(塩素酸)のリスク評価

▶ 水道水中の塩素酸のリスク評価：<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-tuuchi-suisitukijun180831.pdf>

リスク評価要請の背景

私たちが毎日飲んだり料理などに使ったりする水道水は、①衛生的で安全であること、②生活上の障害とならないこと、③水道施設に悪影響を与えないことが必要であるため、水質基準が設けられています(※1)。このうち、①の衛生的で安全であることを確保するために、我が国の水道水は水道法により、浄水処理作業において必ず塩素の注入による消毒が行われています。この消毒に最も広く使われているのが次亜塩素酸です。次亜塩素酸を長期間貯蔵しておく、酸化さ

れるので、これを消毒に用いると水道水中の「塩素酸(イオン)」(ClO_3^-)の濃度が上昇することが分かりました。そのため、平成18年8月に厚生労働省から、水道水に含まれる「塩素酸」を水質基準に追加することについて食品安全委員会に意見が求められました(※2)。

※3)を $30\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定しました。今後、このTDIに基づいて、厚生労働省が水道水の水質基準として塩素酸を追加する予定です。

食品安全委員会では、このほかに清涼飲料水中の「塩素酸」をはじめとした化学物質のリスク評価を進めています。

リスク評価の概要

食品安全委員会では化学物質・汚染物質専門調査会が合同で水道水に含まれる「塩素酸」のリスク評価を行い、動物実験データに基づきTDI(耐容一日摂取量



※1) 具体的には、①は病原菌や重金属など、②は臭味や色など、③は腐食性など、についての基準が設けられています。

※2) 水道水の管理には、水道の供給者に義務づけられる水質基準と、水道水管理上留意すべきとして関係者の注意を喚起するための水質管理目標設

定項目があります。現在、塩素酸は水質管理目標設定項目として、モニタリングされています。

※3) TDI(耐容一日摂取量): 人がある物質の一定量を一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日あたりの摂取量。

牛乳用ペットボトル(ポリエチレンテレフタレート)のリスク評価

▶ 牛乳用ペットボトルのリスク評価：<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-tuuchi-polyethylene181211.pdf>

リスク評価要請の背景

食品が直接触れる器具や容器包装などの評価も食品安全委員会の役割です。ミネラルウォーターや清涼飲料水などの容器として使われているペットボトルの「ペット」は主な原材料となるポリエチレンテレフタレートの頭文字(PET)です。これまで、発酵乳やコーヒー牛乳などの乳製品への使用は認められていましたが、牛乳等(牛乳、低脂肪牛乳、成分調整牛乳など)の容器として用いることはできませんでした。今回、牛乳等の容器の原材料にPETを用いることについて、業界団体より要請を受け

た厚生労働省から食品安全委員会に対しそのリスク評価の要請がなされました。

リスク評価の概要

PETに使用される原料(エチレングリコールなど)とその添加剤(二酸化チタンなど)は限定されています。そして、原料はすでに欧米や我が国において食品用の器具・容器包装として使用されており、添加剤も牛乳等の容器包装への使用が認められているものでした。

また、PETから重金属、触媒などが牛乳中に溶け出してこないか、長期保存試

験を含めたさまざまな試験が行われましたが、特に問題がないことが確認されました。このようなことから、今回申請されたPETは牛乳等に使用しても十分な安全性を確保していると判断されました。

もちろん開封後の牛乳入りペットボトルの保存については、衛生的観点からしっかりと自己管理が必要です。

